

増殖因子美容治療研究会会則

第一章 総則

第1条

本会は、増殖因子美容治療研究会と称する。

第2条（目的）

本会は、増殖因子を用いた若返り治療に関する基礎的知識と技能を習得し、多施設臨床研究を企画・実施し、治療法の改善のための情報交換を図ることを目的とする。学術的な面を重視し、倫理性を堅持して増殖因子による美容治療法を確立して、この分野の発展をはかるとともに、美容治療ならびに再生医療等の研究等に寄与することを目的とする。

第3条（事務局）

本会事務局は株式会社ラボ・ジュヴェルサ（060-0001 北海道札幌市北1条西3丁目3-27）に置き、研究会の管理・運営業務、多施設臨床研究の企画・実施、臨床研究用の試験薬の受注、品質保証、配布等を委託する。

第二章 会員

第4条（会員）

会員は本研究会の趣旨に賛同し、年会費を納入し、本研究会が企画する臨床研究、研修会、学術大会、症例検討会等に参加する医師により構成される。

第5条（会費）

（1）（入会金）

会員は本会に入会を希望する場合には、入会申請書類を提出しなければならない。入会の可否は世話人会で審議され許可される。入会が許可された場合に会員は入会金を指定された期限までに納入する。

(2) (年会費)

年会費は増殖因子を用いた若返り治療法の確立のため臨床研究を企画遂行するためと、美容治療ならびに再生医療等の研究支援するために毎年徴収する。その中に増殖因子を用いる若返り治療法の知的財産の使用料も含まれる。ただし研修会、学術大会、症例検討会等の参加費についてはその都度徴収する。

第三章 役員

第6条 (世話人)

本会の目的を達成するために世話人と監査を5名置く。世話人の入会金、年会費は免除される。

第7条 (役員)

本会の役員には代表世話人(会の総括)、世話人(運営委員・倫理委員と兼務)、世話人(利益相反委員と兼務)、世話人(学術委員と兼務)の計4名の世話人を置いて本会を運営する。監査(会計担当)1名は外部の経理・会計専門家(会計士または税理士)に依頼し、資金の適切な管理を依頼する。

第8条 (任期)

代表世話人、世話人の任期は特に定めない。世話人の交代、追加等については世話人会で協議し、過半数を持って決議する。賛否同数の場合は代表世話人の意見を決議とする。

第9条 (世話人会)

- (1) 本会の運営等については、世話人会で決定する。
- (2) 入会希望者の入会の可否は、世話人会で決定する。
- (3) 代表世話人は必要に応じて、世話人会を招集する。
- (4) 会員として著しくふさわしくないと判断される場合、本学会の趣旨に沿った活動に協力できていないと判断される会員は世話人会で協議して過半数の決議で退会させることができる。同様な場合に世話人会で協議し、過半数の決議で翌年の更新を認めない。

第四章 会計

第10条（会計）

（１）本会は、会員からの入会金、年会費、研修会等の参加費、後援・協賛企業等からの後援金、寄付金、その他の収入をもって運営する。

（２）支出は、研究支援、自主臨床研究の申請、運営、実施費用、試験薬の作成費用、品質管理費用、送料、研究会会場使用料・運営雑費、人件費等の必要経費、美容治療ならびに再生医療の研究支援等に充当する。

（３）本会の収支決算は毎会計年度終了後に作成し、世話人会にて報告、承認を受けるとともに監査（会計担当）による監査を受ける。

（４）本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第五章 会の解散

第11条（解散宣言）

会の解散は世話人会で過半数の賛成をもって決議し、代表世話人が解散宣言をする。

第六章 事業

第12条（自主臨床研究の実施）

（１）本会は増殖因子を用いた若返りの治療法を確立するために臨床研究審査委員会の認可承認を受けた上で、会員の施設による自主臨床研究を企画実施することができる。

（２）臨床研究により新たな知見が得られたときは世話人、事務局は直ちに会員に連絡し周知するなど迅速な対応を行う。

（３）会員は本会が企画する臨床研究の実施の際に得た情報に関しては秘守義務を有し、会員以外に提供しない。

（４）なお、本会が実施する臨床研究に関して本規約の変更を要する場合には世話人会で決議し、遅延無く会員に周知する。

第13条（研修会等の開催）

（１）増殖因子を用いた若返りの学際的研究の発展、知識、技術の普及、技術詳細を共有することを目的に、研修会、症例検討会、学術大会、情報交換会、その他を開くことができる。

（２）研修会、症例検討会、学術大会、情報交換会等の開催は最低1年間に1度以上とし、世話人会で企画し世話人が担当して行う。

（３）会員は本会が企画する研修会、症例検討会、学術大会、情報交換会等に1年間に最低1度以上、参加するように努めなければならない。

（４）会員は臨床研究開始に当たっては技術詳細を得るための研修会に参加することが必須である。なお、都合で技術詳細を得るための研修会に参加することが不可能な会員は、世話人会が設定する研修会開催費と講師の交通費等を負担することで指定した日時、場所での研修を希望することができる。

（５）会員は本会が企画する研修会、症例検討会、学術大会、情報交換会等から得た情報に関しては秘守義務を有し、会員以外に提供しない。

（６）その他、本会の目的を達成する為に必要な事業を企画実施する。

第14条（参加費）

研修会、症例検討会、学術大会、情報交換会等の開催及び運営に必要な費用、講演料、人件費等は、参加者より徴収することができる。

第15条（事務費）

本会の維持、研修会、症例検討会、学術大会、情報交換会等に関わる費用、講演料、事務費、人件費は、原則参加費用で賄うものとする。ただし、繰越超過金を以降の研修会等の事務費として、不足分をこれまでの繰越超過金で賄うことができる。

第七章 後援・共催

第16条（後援・協賛）

（１）本会の趣旨に賛同いただける企業・団体・都道府県・国等から後援・協賛を受けることができる。

(2) 本会の趣旨に合致する活動については、世話人の合議を経て、企業・団体・都道府県・国等と後援・共催とすることができる。

(3) 本会を後援・協賛する企業・団体・都道府県・国等の企画する講演会、情報交換会、臨床研究等については世話人会の合議を経て協力することができる。

第八章 その他の活動

第17条（研究）

(1) 本会は、本研究会の趣旨に賛同し、年会費を納入した医師の所属する施設と増殖因子を用いた若返り治療の多施設臨床研究を企画、運営、実施を行い、得られた知見を会員に研修会、症例検討会、学術大会、情報交換会等で会員に周知させる。

(2) 多施設臨床研究の企画、運営、実施に当たっては、世話人会にて企画、あるいは協議し、臨床研究審査委員会の認可承認を受けた上で、会員からの会費を用いて医師主導の自主臨床研究として実施する。これらの申請手続きは事務局が行なう。

(3) 多施設間共同研究の実施において、会員はヘルシンキ宣言の精神を尊重し、厚生労働省の臨床研究の倫理指針に準拠し、被験者の権利を尊重して事務局から提供された試験薬を用いて行う。併用薬・治療に関しても本研究会で定められた薬剤・機器を用いた治療を行うことを原則とする。

(4) 試験薬の作成は札幌医科大学に委託して作製したもの、あるいは本会が作製を依頼した企業が作製、代表世話人が十分な性能を有すると判断した物のみを用いて行う。また、本会に薬剤管理審査委員会を設置し、その性状、一般微生物試験で安全性を担保する。

(5) 本会及び事務局は、美容治療、再生医療に関する研究支援活動等を行うことができる。

第18条（出版活動）

(1) 本会は研修会、症例検討会、学術大会、情報交換会の内容に基づき、増殖因子を用いた若返り治療、再生医療の発展及び向上に寄与する書籍、小冊、パンフレット、ホームページを作成することができる。

(2) 会員が外府に研究成果を公表する場合には事前に世話人代表に連絡し、世話人会で事前に承認を受けることを必要とする。

第19条（広報）

(1) 本会は書籍、雑誌、Web等の媒体を利用して本会の趣旨、活動を広報することができる。

(2) 本会は増殖因子を用いた若返り治療の多施設間共同研究成果に関して、上記(1)の媒体を用いて広報活動することができる。

(3) 本会は会員が増殖因子を用いた若返り治療の多施設間共同研究成果に関して、上記(1)の媒体を用いて広報活動する事を希望する場合には世話会の審議を経て、許可することができる。

(4) 本会の研修会、症例検討会、学術大会、情報交換会の開催に関わる情報などは、上記(1)の媒体を用いて広報し、会員、後援、協賛する企業・団体・都道府県・国等を募集することができる。

第九章 施行

第20条（施行）

本会則は平成27年5月1日より施行する。